事業計画（茨城県日立市）

１．海岸対策

①　海岸の状況

市内の地区海岸数	21 地区海岸
被災した地区海岸数	５地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	３地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	５地区海岸

②　堤防高

被災前の高さで復旧

茨城沿岸：T.P＋3.7m～6.0 m（対象：高潮）

③　復旧の経緯

復旧する施設の計画は、平成 24 年２月までに策定。

これに基づく本復旧工事については、平成 23 年 10 月より順次工事に着手し，平成 24 年 10 月に全ての箇所で完了した。

④　その他

地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長（m）	主な施設	施設の高さ（T.P）		応急対策	復旧の予定							H25年度の実施内容等	H26年度の実施内容等	その他の場合に詳細を記載
				被災前現況高（m）	被災後復旧高（m）		概要計画策定	詳細計画策定	左記の実施状況	工事着工	左記の実施状況	工事完了	左記の実施状況			
日立市	水木漁港	1,186	護岸、消波堤	4.88	4.88	ー	H23.12	H23.12	策定済み	H23.12	着工済み	H24.7	完了済み			
日立市	多賀	310	護岸	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.6	完了済み			
日立市	金沢	1,286	護岸	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.3	完了済み			
日立市	川尻港皿尻	1,169	護岸	4.30	4.30	ー	H23.7	H24.2	策定済み	H24.6	着工済み	H24.10	完了済み			
日立市	河原子港囘原子	1,110	護岸	3.70	3.70	完了	H23.7	H24.2	策定済み	H24.3	着工済み	H24.7	完了済み			

２．河川対策

【国管理河川（久慈川）】

① 久慈川※1では、日立市で 13 箇所（久慈川では 110 箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成 24 年６月末時点で被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。

② 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成 24 年出水期には問題のないことを確認したため、元の水準まで引き上げたところ。

③ 平成 24 年度における成果

堤防で被災した箇所について、本復旧工事を実施し、平成 24 年出水期（６月頃～）までに、被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を全て完了。

今後津波の遡上が想定される区間における留地区等について、堤防の液状化対策を実施し、平成 24 年度中に完了。

【県・市町村管理区間】

① ２級水系瀬上川水系など※1の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、12 箇所※2で災害復旧事業を実施。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い１箇所については仮排水路設置等による応急対策を完了。

本復旧については、平成 24 年度までに、設計・地元調整等の施工準備が整った全 12 箇所で着手済であり、全 12 箇所で完了。

② ２級水系十王川水系など※1 津波の遡上が想定される区間については，海岸堤防の整備計画等と整合を図りながら，津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し，概ね平成 27 年度を目途に整備を目指す。

③ 平成 25 年度までの成果

全箇所（12 箇所）で災害査定を完了
全箇所（12 箇所）で本復旧に着手
全箇所（12 箇所）で本復旧を完了

河口部については，堤防の整備に向けた調査・検討を実施し，一部区間において整備に着手した。

④ 平成 26 年度の成果目標

河口部については，引き続き他の計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防の整備を実施していく。

※１　位置図を参照
※２　一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画　参考図面　河川　　日立市

図面：茨城県提供

日立市

【国管理河川】

久慈川　　13箇所

【県・市管理河川】

9水系 10河川 12箇所

（一）久慈川水系	1河川	1箇所
（二）宮田川水系	1河川	1箇所
（二）桜川水系	1河川	1箇所
（二）小石川水系	1河川	1箇所
（二）瀬上川水系	1河川	3箇所
（二）茂宮川水系	1河川	1箇所
（二）那珂川水系	1河川	1箇所
（準）北川水系	2河川	2箇所
（準）大川水系	1河川	1箇所

３．海岸防災林の再生

① 箇所名： 伊師

② 被災状況

津波により防潮堤 120m、森林 0.8ha が被災した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤については、県単治山事業により復旧する。被災した森林については、防災林造成事業により整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮堤の復旧事業については、平成 23 年７月に完了した。

森林の造成については、津波の塩害による枯損状況を確認しつつ、平成 25 年度から枯損区域の補植を行い、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

⑤ 平成 25 年度における成果

防災林造成事業： 補植工 0.3ha の実施。

⑥ 平成 26 年度の成果目標

防災林造成事業： 補植工 0.5ha の実施。

（保全対象：国道６号、JR 常磐線、伊師浄化センター、農地）

４．漁港

① 被害状況

漁港数：４漁港

被災漁港数：３漁港

② スケジュール

日立市内の各被災３漁港において、平成 25 年度末時点で、２漁港で全延長の陸揚げ機能が回復し、１漁港で部分的に陸揚げ機能が回復している。

今後、平成 26 年度までに主要な漁港施設の復旧の完了を目指し、平成２７年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

５．復興まちづくり

（１）学校施設等

①　幼稚園・小中高等学校等

（ｉ）公立学校

＜市立学校＞

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助の交付決定を得た 37 校について、以下のとおりである。

○　比較的軽微な被害に留まる 36 校のうち 34 校については、平成 23 年度内に復旧工事が完了した。残る 2 校についても、平成 25 年 1 月に復旧完了した。

○　土地の被害により、校舎の使用を見合わせ、応急仮設校舎を建設した水木小学校については、平成 23 年度内に土地復旧に着手し、平成 24 年 3 月に復旧完了した。また、使用を見合わせた校舎は、震災後、耐力度調査において危険建物と判定されたことから、平成 23 年度内に取壊し、学校施設環境改善交付金事業等を活用し平成 25 年 3 月末に復旧完了した。

＜県立学校＞

日立市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した５校について、以下のとおりである。

○　比較的軽微な被害に留まる学校については、平成 23 年度内に復旧した。構造体に被害を受けた学校施設については、平成 24 年 12 月末に復旧が完了した。

（ⅱ）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち，私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した１４校（幼稚園１０，中学校１，高等学校３）について，以下のとおり，復旧完了した。

○　比較的軽微な被害に留まる１４校（幼稚園１０，中学校１，高等学校３）については，平成２３年度内に事業着手し，平成２３年度内に復旧完了した。

また，甚大な被害を受けた茨城キリスト教大学附属聖児幼稚園日立園については，安心こども基金（国三次補正措置分）を活用して復旧することとし，本格復旧までの間，仮設園舎として敷地に隣接する教会の建物の一部借用及び残存園舎を使用しつつ，平成２４年７月に事業着手，平成 25 年 12 月末までに復旧完了した。

②　大学等

（ｉ）国立学校

東日本大震災により被災した２法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの４団地については、比較的軽微な被害に留まっており１団地については平成 23 年９月下旬までに復旧が完了し、３団地については平成 23 年度に

事業着手し、平成 25 年３月下旬をもって復旧を完了した。

（ⅱ）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の１校について、以下のとおり、早期の復旧工事を実施し完了した。

○　比較的軽微な被害に留まる１校については、平成２３年度内に事業着手し、復旧を完了した。

③　公立社会教育施設（社会体育施設・公立文化施設を含む）

＜市立社会教育施設＞

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の 10 施設について、以下のとおりである。

○　比較的軽微な被害に留まる諏訪スポーツ広場・折笠スポーツ広場・日高体育館と十王体育館については、平成 23 年度内に復旧完了した。

○　被災した鮎川体育館については、応急復旧工事は完了したが、平成 23 年度内に耐震診断及び補強設計を行い、平成 24 年 8 月に事業着手、平成 25 年 2 月に復旧完了した。

○　津波による甚大な被害を受けた久慈サンピア日立スポーツセンターは、南部地域にはほかに公共のスポーツ施設が無いことなどから地域の拠点施設として復旧するため、平成 24 年度に事業着手し、実施設計、既存施設の解体の後、平成 25 年度内に本格復旧及び復旧完了した。

○　比較的軽微な被害に留まった日立市会瀬青少年の家については、平成 23 年 5 月に着手し平成 23 年 7 月に竣工、完全復旧した。

○　比較的軽微な被害に留まる郷土博物館については、平成 23 年度に施設の応急復旧に着手した上で耐震診断を実施し、平成 24 年度に耐震診断の結果を踏まえて、平成 25 年度内に本格復旧した。

○　比較的軽微な被害に留まる多賀図書館は平成 23 年 6 月に着手し、平成 23 年 8 月に復旧した。

○　比較的軽微な被害に留まった十王図書館は、平成 23 年 4 月に着手し、平成 23 年 9 月に復旧工事が完了した。その後の平成 23 年 11 月 20 日の震度 5 強の余震により、比較的軽微な被害を受けたが、平成 23 年 11 月に工事に着手し、平成 23 年 12 月に復旧した。

＜市民文化施設＞

東日本大震災により被災した市民文化施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の日立シビックセンター及び日立市民会館について、以下のとおりである。

○　比較的軽微な被害に留まった日立シビックセンターは、平成 23 年４月に着手し、平成 23 年８月に復旧工事が完了した。

○　日立市民会館については、表面上目立った損傷はなかったが、被災により天井崩落の危険が指摘されており、新耐震基準以前の昭和 40 年に建設された建物であることから、建物としての安全を確保した総合的な復旧を行うため、23 年度中に被災度区分判定と併せて耐震診断を実施し、平成 24 年 12 月に耐震診断の結果を踏まえて着手し、平成 25 年度内に本格復旧した。

６．土砂災害対策

① 最大震度６強を観測した日立市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年３月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成 24 年 11 月に通常基準への引き上げを実施。

７．災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物約 73 千トン（津波堆積物は無し）が発生。

② 搬入状況について

災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）について、平成 26 年３月末までに仮置場への搬入は完了した。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 26 年３月末までに、災害廃棄物約 73 千トン（津波堆積物は無し）の処理をすべて完了した。

復興施策の工程表（茨城県日立市）

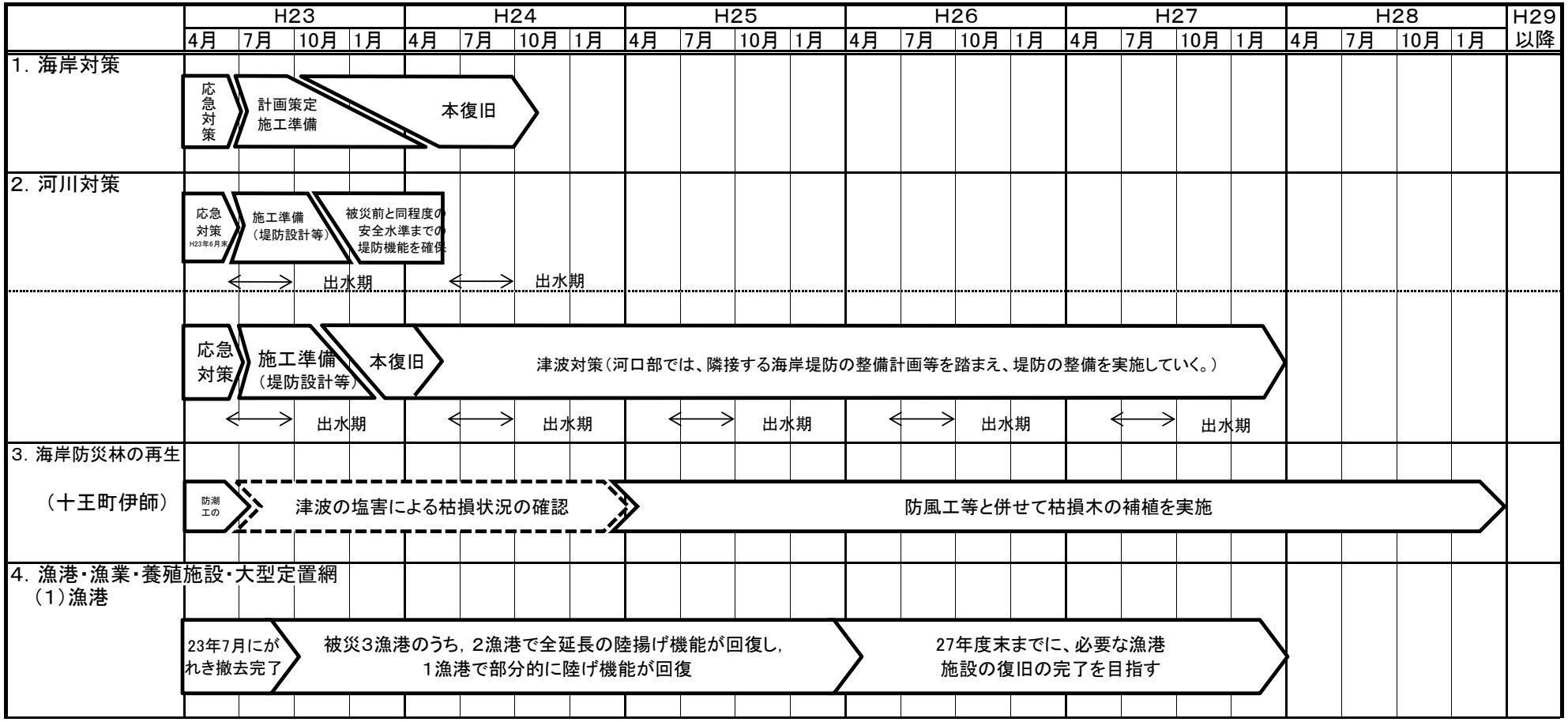

5. 復興まちづくり

（1）学校施設

〇幼稚園・小中高等学校等

＜市立学校＞

市立幼稚園
市立小学校
市立中学校
市立養護学校
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

※水木小学校については、早期に土地を復旧し、平成25年3月末に復旧完了。
※成沢小学校・会瀬小学校については、平成25年1月に復旧完了。

＜県立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

＜私立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復

甚大な被害を受けた学校の復旧

仮設園舎の借用 → 校舎等の本格復

※茨城キリスト教大学附属聖児幼稚園日立園については、安心こども基金（国三次補正措置分）を活用して復旧することとし，仮設園舎として教会の一部を借用する等しつつ，平成25年2月末ま

〇大学等
＜国立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の復旧（完了）

＜私立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

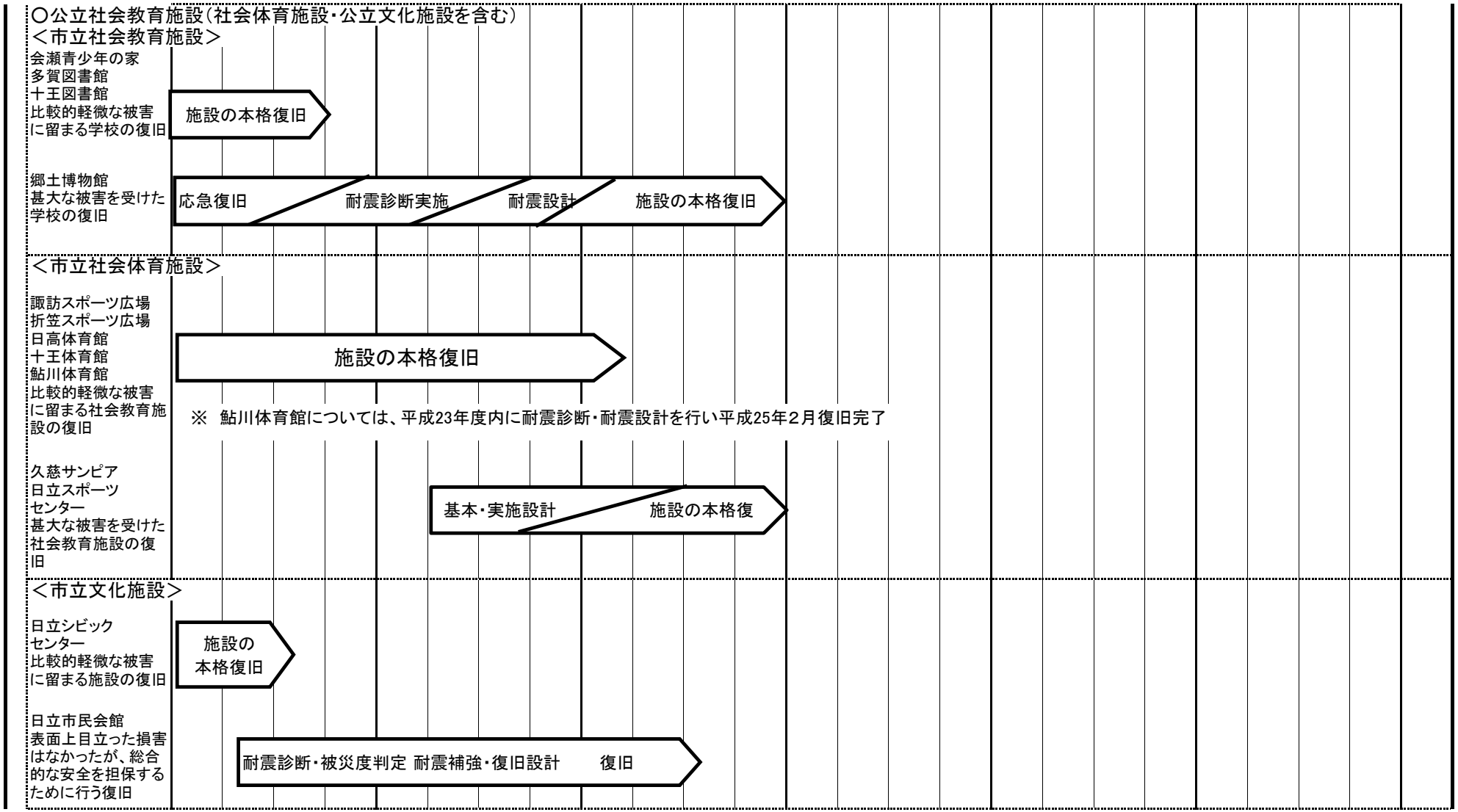
○公立社会教育施設（社会体育施設・公立文化施設を含む）
＜市立社会教育施設＞
会瀬青少年の家
多賀図書館
十王図書館
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧
施設の本格復旧
郷土博物館
甚大な被害を受けた学校の復旧
応急復旧
耐震診断実施
耐震設計
施設の本格復旧
＜市立社会体育施設＞
諏訪スポーツ広場
折笠スポーツ広場
日高体育館
十王体育館
鮎川体育館
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧
施設の本格復旧
※　鮎川体育館については、平成23年度内に耐震診断・耐震設計を行い平成25年２月復旧完了
久慈サンピア
日立スポーツセンター
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧
基本・実施設計
施設の本格復
＜市立文化施設＞
日立シビックセンター
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧
施設の本格復旧
日立市民会館
表面上目立った損害はなかったが、総合的な安全を担保するために行う復旧
耐震診断・被災度判定 耐震補強・復旧設計
復旧

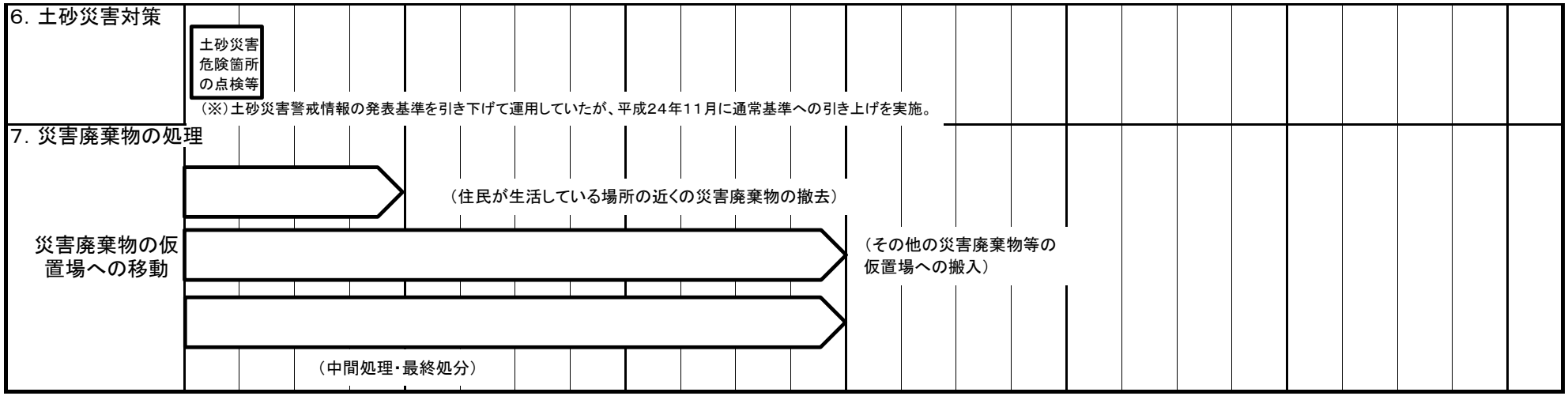
6. 土砂災害対策
土砂災害危険箇所の点検等
（※）土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年11月に通常基準への引き上げを実施。
7. 災害廃棄物の処理
（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の撤去）
災害廃棄物の仮置場への移動
（その他の災害廃棄物等の仮置場への搬入）
（中間処理・最終処分）